

結成20周年
新たな大躍進
に向け出発！

日刊 労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260-0017 千葉市中央区要町2番8号（動力車会館）
(鉄電) 千葉 2935・2939番
電話 (公) 043(222)7207番

2002.5.22 No. 5137

組合事務所明渡控訴審

東京高裁

の反動判決彈劾！

JR東日本の不当
労働行為を追認
裁判提訴自体が
不当労働行為だが

この東京高裁判決は、労使対等の立場を認めず、争議権を本当に制限する労働協約の締結に固執し、これを締結しなければ暴力的に組合事務所を取り上げ、労働千葉の弱体化を図ろうとするJR東日本の不当労働行為意志を追認し、加担する反動判決である。

そもそも本件組合事務所明渡請求は、JRへの採用を不正に拒否されて清算事業団に配属になっていた職員について、九〇年三月末をもって解雇するという重大な情勢に立ち至る中で、一九八九年一二月五日、九〇年一月一八日の二波のストライキ

五月一九日、東京高裁民事第一部・小島裁判長は、JR東日本が労働千葉の各支部組合事務所の明渡しを求めていた控訴審「棄却」するとの反動判決を言い渡してきた。われわれは、この反動判決を満腔の怒りで粉碎し、本件裁判の勝利し、組合活動の拠点である組合事務所を守りゆくために全力で闘いぬくものである。

JR東日本の不当 労働行為を追認

が闘われ、三月ストに向けて動労千葉や国労をはじめ全国の国鉄労働者が闘いに起ち上がつて封殺しようとする会社側の不当行為意志があらわれとして行なわれたものである。動労千葉である各支部組合事務所を取り上げ、労働千葉の闘いを行なわれたものである。

権利の濫用、憲法違反だ！

労働千葉は、東京高裁での控訴審において、①JR東日本が提案している労働協約自体が、スト権を不适当に制限するものであり、こうした内容の労働協約を提示し続ければ労働千葉が受諾しないことを当初から見越して便宜供与を停止し、組合事務所の取り上げ、損害賠償の提訴など、これ自体が労働千葉を弱体化するための攻撃であり、権利の濫用であること、②使用者は、施設管理等のために新たに必要性が生じたなどの場合がない限り、労働組合にとつて不可欠の施設利用は認めるべきであり、これに反して組合の弱体化を意図して明渡しを求めることが自体、団結権、団体行動権を保障した憲法二八条に違反するものであり、無効であること、

③JR東日本には複数の労働組合が併存するという状況の中で、JR総連と結託して労働千葉に対する差別を露骨に露骨に行なうこと自体、法の下の平等規定した憲法一四条に違反するものである等々を主張し、JR東日本

五月一九日、東京高裁民事第一

が闘われ、三月ストに向けて動労千葉や国労をはじめ全国の国鉄労働者が闘いに起ち上がる

勝利に向け闘いを強化しよう！

反撃を行なってきた。

沖縄基地撤去、沖縄サミット粉碎の闘いが全国的に燃え上がる中で、闘う労働運動の全国ネットワークを創ろうと呼び掛けて

しあし、こうしたことをつけ了一切の基づいたものであり、断じて

無視した今次東京高裁反動判決は、一〇四七名の解雇撤回闘争

が四年目を迎える中で重大な局面を迎える、また、JR東日本と結託してきたJR東労組革マジカルが組織崩壊の危機に陥り、さらには、新安保ガイドラインの実態ともいうべき沖縄をめぐつて

全組合員の反撃で勝利をかちとろう！

五・一八全国総決起闘争

沖縄サミット粉碎！
森白公政権粉碎－石原都知事打倒！

《沖縄から》 まよなか しんやさん
《石原発言弾劾》 林歳徳さん
宮崎学さん

《衆院選へ》 長谷川英憲さん
とき・五月二一八日（日）正午
場所・芝公園二三号地
主催・反戦共同行動委員会